

町田市立小学校等の学校給食費に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 (2 0 1 9 年) 2 月 2 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立小学校等の学校給食費に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、町田市が設置する小学校及び町田市立武蔵岡中学校において学校給食法（昭和29年法律第160号）第4条の規定に基づき町田市が実施する同法第3条第1項に規定する学校給食に係る同法第11条第2項に規定する学校給食費（以下「学校給食費」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(学校給食費の徴収)

第2条 市長は、前条に規定する学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者から学校給食費を徴収する。

(学校給食費の額)

第3条 学校給食費の額は、町田市規則（以下「規則」という。）で定める。

(学校給食費の減額)

第4条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより学校給食費を減額することができる。

(学校給食費の納付)

第5条 学校給食費は、規則で定める日までに納付しなければならない。

(債権の管理)

第6条 この条例に定めるもののほか、学校給食費に係る債権の管理については、町田市私債権管理条例（平成22年6月町田市条例第14号）の定めるところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。